

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・公有水面埋立ての免許	漁 港 漁 場 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	〃
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・県営土地改良事業の工事の完了	農 村 整 備 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・県有財産の売却	長崎港湾漁港事務所
◎ 有明海自動車航送船組合条例	
・有明海自動車航送船組合職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	有明海自動車航送船組合
・有明海自動車航送船組合職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例	〃
・有明海自動車航送船組合個人情報の保護に関する法律施行条例	〃

告 示

長崎県告示第113号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和5年2月15日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
 - 名 称 雲仙市
 - 所 在 地 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
 - 代表者氏名 雲仙市長 金澤 秀三郎
 - 代表者住所 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地
- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 1 区
 - 雲仙市南串山町丙字日切辻509番4、509番6の地先公有水面
 - 2 区
 - 雲仙市南串山町丙字日切辻509番3、509番4、509番7の地先公有水面
 - 3 区
 - 雲仙市南串山町丙字日切辻509番3、509番8の地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 5,133.14平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位 置 雲仙市南串山町丙字中ノ場437番1、431番4、字日切辻509番6、509番4、509番7、509番3、509番8、509番6から509番8に至り隣接する道路、字日切レ床616番2の各地内並びに字三瀬332番1から字日切辻509番7を経て字鳥越581番6に至る地先公有水面
 - (2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
 - (3) 面 積 36,755.75平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
 路線名 382号
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原乙386番1地先から 官公有無番地先（対馬市美津島町雞知字千馬ヶ原乙386番1）まで	前	16.5~20.7	0.8	
	後	16.4~16.5	0.8	

長崎県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙496番2地先から 対馬市美津島町雞知字陽樽ノ濱乙496番4地先まで	令和5年2月24日

長崎県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。
 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 大里森山肥前長田停車場線	諫早市森山町下井牟田字泉山2258番1地先から 諫早市森山町下井牟田字泉山2259番1地先まで	令和5年2月24日

長崎県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 玉之浦岐宿線	五島市玉之浦町幾久山字唐干田25番2地先から 五島市玉之浦町幾久山字唐干田25番2地先まで	令和5年2月24日

長崎県告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市富江町田尾字橋向1394番1地先から 五島市富江町田尾字橋向1399番1地先まで	令和5年3月18日

公 告

地籍調査の成果の認証（公告）

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
対馬市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 檜根第5	令和5年2月14日
対馬市	R2年度から R4年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 濃部第1	令和5年2月14日

県営土地改良事業の工事の完了（公告）

次の県営土地改良事業は、工事を完了した。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

地区名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期
福島2期	農村地域防災減災事業（ため池整備）	平成30年12月18日	令和3年5月27日

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局

長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南島原市口之津町	令和5年3月6日から 令和5年5月31日まで

県有財産の売却（公告）

下記のとおり売却するので、公告する。

令和5年2月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 売却する物件

財産の名称	所在及び地番	区 分	種 目	面 積 (㎡)	用途地域等	売却単価 (円/㎡)
神ノ島地区 基金用地 (雑地一そ)	長崎市小瀬戸町 810番3, 810番4, 810番5, 810番6	土 地	宅 地	634.31 (一括)	用途 ・都市計画法上の規制 市街化調整区域	8,200

2 契約条項を示す場所

長崎市万才町3番17号 長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所総務課

TEL095-822-1257（代表） 内線316, 317, 319

3 応募期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月10日（金） 午後5時まで

4 応募方法

長崎港湾漁港事務所総務課で配布（ホームページ掲載）する「神ノ島地区基金用地（雑地一そ）売却要領」に添付されている購入申込書に必要事項を記入のうえ提出する。

5 契約条件

- (1) 契約締結の前までに、契約保証金として売買代金の100分の10以上の金額の納付を要する。
- (2) 売買土地の所有権移転の時期は、買受人が売買代金を納付したときとする。
- (3) 所有権移転の日から5年間は、売買物件を長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団事務所の用に供し、又は供させてはならない。
- (4) 買受人が売買代金を3ヶ月以上滞納したときは契約を解除する。
- (5) 買受人が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告の手続きを要することなく契約を解除できる。

有明海自動車航送船組合条例

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第1号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例及び有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を改正する条例

(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後										改正前									
(勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略 別表第一（第5条関係） 行政職給料表										(勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の95</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3～5 略 別表第一（第5条関係） 行政職給料表									
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	略					円	円	円	円	円	略			
1	<u>150,100</u>	<u>198,500</u>	<u>234,400</u>	<u>266,000</u>	<u>290,700</u>					1	<u>146,100</u>	<u>195,500</u>	<u>231,500</u>	<u>264,200</u>	<u>289,700</u>				
2	<u>151,200</u>	<u>200,300</u>	<u>236,000</u>	<u>267,700</u>	<u>292,900</u>					2	<u>147,200</u>	<u>197,300</u>	<u>233,100</u>	<u>266,000</u>	<u>291,900</u>				
3	<u>152,400</u>	<u>202,100</u>	<u>237,500</u>	<u>269,200</u>	<u>295,000</u>					3	<u>148,400</u>	<u>199,100</u>	<u>234,600</u>	<u>267,800</u>	<u>294,000</u>				
4	<u>153,500</u>	<u>203,900</u>	<u>239,000</u>	<u>271,000</u>	<u>297,000</u>					4	<u>149,500</u>	<u>200,900</u>	<u>236,200</u>	<u>269,900</u>	<u>296,000</u>				
5	<u>154,600</u>	<u>205,400</u>	<u>240,300</u>	<u>272,700</u>	<u>298,800</u>					5	<u>150,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,600</u>	<u>271,600</u>	<u>297,900</u>				
6	<u>155,700</u>	<u>207,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,500</u>	<u>300,800</u>					6	<u>151,700</u>	<u>204,200</u>	<u>239,300</u>	<u>273,400</u>	<u>300,000</u>				
7	<u>156,800</u>	<u>209,000</u>	<u>243,400</u>	<u>276,300</u>	<u>302,600</u>					7	<u>152,800</u>	<u>206,000</u>	<u>240,800</u>	<u>275,200</u>	<u>302,200</u>				
8	<u>157,900</u>	<u>210,800</u>	<u>244,900</u>	<u>278,300</u>	<u>304,200</u>					8	<u>153,900</u>	<u>207,800</u>	<u>242,400</u>	<u>277,200</u>	<u>304,200</u>				
9	<u>158,900</u>	<u>212,400</u>	<u>246,000</u>	<u>280,200</u>	<u>306,100</u>					9	<u>154,900</u>	<u>209,400</u>	<u>243,500</u>	<u>279,200</u>	<u>306,100</u>				
10	<u>160,300</u>	<u>214,200</u>	<u>247,500</u>	<u>282,200</u>	<u>308,400</u>					10	<u>156,300</u>	<u>211,200</u>	<u>245,000</u>	<u>281,200</u>	<u>308,400</u>				
11	<u>161,600</u>	<u>216,000</u>	<u>249,000</u>	<u>284,100</u>	<u>310,600</u>					11	<u>157,600</u>	<u>213,000</u>	<u>246,600</u>	<u>283,100</u>	<u>310,600</u>				
12	<u>162,900</u>	<u>217,800</u>	<u>250,300</u>	<u>286,000</u>	<u>312,900</u>					12	<u>158,900</u>	<u>214,800</u>	<u>247,900</u>	<u>285,000</u>	<u>312,900</u>				
13	<u>164,100</u>	<u>219,200</u>	<u>251,800</u>	<u>287,900</u>	<u>315,000</u>					13	<u>160,100</u>	<u>216,200</u>	<u>249,400</u>	<u>287,000</u>	<u>315,000</u>				
14	<u>165,600</u>	<u>221,000</u>	<u>253,000</u>	<u>289,700</u>	<u>317,100</u>					14	<u>161,600</u>	<u>218,000</u>	<u>250,800</u>	<u>288,900</u>	<u>317,100</u>				
15	<u>167,100</u>	<u>222,700</u>	<u>254,300</u>	<u>291,200</u>	<u>319,300</u>					15	<u>163,100</u>	<u>219,700</u>	<u>252,100</u>	<u>290,800</u>	<u>319,300</u>				
16	<u>168,700</u>	<u>224,500</u>	<u>255,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>					16	<u>164,700</u>	<u>221,500</u>	<u>253,500</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>				
17	<u>169,800</u>	<u>226,100</u>	<u>256,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>					17	<u>165,900</u>	<u>223,200</u>	<u>255,000</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>				
18	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>258,200</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>					18	<u>167,400</u>	<u>224,900</u>	<u>256,500</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>				
19	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>259,600</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>					19	<u>168,900</u>	<u>226,500</u>	<u>258,200</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>				
20	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>261,100</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>					20	<u>170,400</u>	<u>228,100</u>	<u>260,000</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>				
21	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>262,700</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>					21	<u>171,700</u>	<u>229,500</u>	<u>261,600</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>				
22	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>264,400</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>					22	<u>174,400</u>	<u>231,200</u>	<u>263,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>				

23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300

23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300

66	<u>232,500</u>	282,400	328,600	367,600	383,900
67	<u>233,100</u>	283,100	329,300	368,300	384,500
68	<u>233,800</u>	284,000	330,100	369,000	385,100
69	<u>234,500</u>	285,000	330,900	369,300	385,500
70	<u>235,100</u>	285,800	331,600	369,900	386,000
71	<u>235,600</u>	286,600	332,300	370,600	386,500
72	<u>236,300</u>	287,400	333,000	371,200	387,100
73	<u>237,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400
74	<u>237,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800
75	<u>238,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200
76	<u>238,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600
77	<u>239,300</u>	289,800	335,500	373,800	388,900
78	<u>240,000</u>	290,100	336,000	374,300	389,200
79	<u>240,700</u>	290,300	336,400	374,900	389,500
80	<u>241,200</u>	290,700	336,900	375,400	389,800
81	<u>241,700</u>	290,900	337,300	375,900	390,000
82	<u>242,300</u>	291,100	337,800	376,500	390,300
83	<u>242,900</u>	291,500	338,300	377,000	390,600
84	<u>243,400</u>	291,800	338,800	377,300	390,800
85	<u>243,900</u>	292,100	339,100	377,700	391,000
86	<u>244,500</u>	292,400	339,500	378,200	391,300
87	<u>245,100</u>	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		

66	<u>230,800</u>	282,400	328,600	367,600	383,900
67	<u>231,700</u>	283,100	329,300	368,300	384,500
68	<u>232,700</u>	284,000	330,100	369,000	385,100
69	<u>233,400</u>	285,000	330,900	369,300	385,500
70	<u>234,000</u>	285,800	331,600	369,900	386,000
71	<u>234,500</u>	286,600	332,300	370,600	386,500
72	<u>235,200</u>	287,400	333,000	371,200	387,100
73	<u>236,000</u>	288,200	333,500	371,500	387,400
74	<u>236,600</u>	288,700	334,100	372,100	387,800
75	<u>237,200</u>	289,100	334,600	372,800	388,200
76	<u>237,700</u>	289,600	335,200	373,400	388,600
77	<u>238,400</u>	289,800	335,500	373,800	388,900
78	<u>239,100</u>	290,100	336,000	374,300	389,200
79	<u>239,800</u>	290,300	336,400	374,900	389,500
80	<u>240,300</u>	290,700	336,900	375,400	389,800
81	<u>240,800</u>	290,900	337,300	375,900	390,000
82	<u>241,500</u>	291,100	337,800	376,500	390,300
83	<u>242,200</u>	291,500	338,300	377,000	390,600
84	<u>242,900</u>	291,800	338,800	377,300	390,800
85	<u>243,500</u>	292,100	339,100	377,700	391,000
86	<u>244,200</u>	292,400	339,500	378,200	391,300
87	<u>244,900</u>	292,700	340,000	378,600	391,600
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
94		294,900	342,600		
95		295,200	343,100		
96		295,600	343,500		
97		295,800	343,700		
98		296,100	344,100		
99		296,500	344,500		
100		296,900	344,800		
101		297,100	345,100		
102		297,400	345,500		
103		297,800	345,900		
104		298,100	346,300		
105		298,300	346,800		
106		298,600	347,200		
107		299,000	347,600		
108		299,300	348,000		

109	299,500	348,500		
110	299,900	348,900		
111	300,300	349,200		
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			
121	303,100			
122	303,300			
123	303,600			
124	303,900			
125	304,200			

109	299,500	348,500		
110	299,900	348,900		
111	300,300	349,200		
112	300,600	349,500		
113	300,800	350,000		
114	301,000			
115	301,300			
116	301,700			
117	301,900			
118	302,100			
119	302,400			
120	302,700			
121	303,100			
122	303,300			
123	303,600			
124	303,900			
125	304,200			

備考 略

備考 略

別表第二（第五条関係）

別表第二（第五条関係）

海 事 職 給 料 表

海 事 職 給 料 表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	154,300	199,100	233,100	265,700	297,400	324,200	338,200
2	155,300	201,300	234,500	267,100	298,700	325,800	340,100
3	156,500	203,500	235,900	268,600	300,100	327,300	342,100
4	157,500	205,700	237,000	270,300	301,500	328,600	344,300
5	158,500	207,800	238,000	271,700	302,500	330,000	346,100
6	159,800	209,600	239,600	273,600	303,800	331,200	348,300
7	161,100	211,500	241,300	275,300	304,900	332,500	350,400
8	162,400	213,400	242,800	276,800	306,100	333,600	352,700
9	163,500	215,100	244,300	277,900	307,200	335,300	355,000
10	165,000	216,600	245,800	279,700	308,300	336,700	357,400
11	166,700	218,100	247,600	281,400	309,400	338,100	359,600
12	168,300	219,600	249,200	283,100	310,500	339,500	361,900
13	169,600	221,000	250,800	284,300	311,200	341,000	364,100
14	171,100	222,300	252,600	285,800	312,200	342,500	366,100
15	172,700	223,600	254,400	287,300	312,900	343,800	367,700
16	174,300	224,800	256,100	288,800	313,700	345,100	369,200
17	175,700	225,600	257,500	289,900	314,600	346,500	371,300
18	177,400	226,900	259,400	291,300	315,300	347,800	373,700
19	179,100	228,300	261,300	292,500	316,000	348,800	376,100

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	150,000	194,200	228,400	261,700	293,400	321,100	335,900
2	151,000	196,400	230,100	263,100	294,700	322,900	338,000
3	152,200	198,600	231,600	264,600	296,100	324,400	340,300
4	153,200	200,800	232,900	266,300	297,500	326,100	342,800
5	154,200	202,900	234,100	267,700	298,700	327,700	344,700
6	155,500	204,700	235,700	269,600	300,000	329,000	346,900
7	156,800	206,600	237,400	271,300	301,200	330,700	349,000
8	158,100	208,500	238,900	272,800	302,500	332,200	351,300
9	159,200	210,200	240,400	273,900	303,800	333,900	353,600
10	160,700	211,800	241,900	275,700	305,000	335,300	356,100
11	162,300	213,400	243,700	277,400	306,100	336,700	358,300
12	163,800	215,000	245,400	279,100	307,300	338,100	360,600
13	165,100	216,500	247,000	280,400	308,000	339,700	363,000
14	166,600	218,100	248,800	281,900	309,000	341,300	365,100
15	168,100	219,500	250,600	283,400	309,800	342,600	367,200
16	169,700	220,900	252,300	284,900	310,700	343,900	369,200
17	171,100	222,000	253,700	286,300	311,600	345,400	371,300
18	172,800	223,300	255,600	287,700	312,500	346,800	373,700
19	174,500	224,700	257,500	288,900	313,300	348,300	376,100

20	180,800	229,600	262,900	293,800	316,500	349,700	378,400	20	176,200	226,000	259,100	290,300	314,000	349,700	378,400
21	182,400	230,500	264,400	294,900	317,100	351,000	380,400	21	177,800	226,900	260,600	291,600	314,900	351,000	380,400
22	184,400	231,800	265,800	296,100	317,600	352,600	382,500	22	179,800	228,200	262,000	292,900	315,400	352,600	382,500
23	186,300	233,200	267,300	297,600	318,300	354,200	384,700	23	181,700	229,600	263,500	294,400	316,500	354,200	384,700
24	188,200	234,500	269,000	298,900	318,900	355,800	386,800	24	183,600	231,000	265,200	295,800	317,500	355,800	386,800
25	189,900	235,800	270,500	299,000	319,600	356,900	388,500	25	185,300	232,300	266,800	296,800	318,200	356,900	388,500
26	191,500	237,100	272,300	301,200	320,200	358,500	390,100	26	186,900	233,600	268,600	298,100	318,800	358,500	390,100
27	193,300	238,500	274,000	302,300	320,900	360,000	391,700	27	188,700	235,000	270,300	299,300	319,500	360,000	391,700
28	195,100	239,900	275,600	303,500	321,500	361,500	393,500	28	190,500	236,400	271,900	300,500	320,200	361,500	393,500
29	196,600	240,900	276,600	304,700	322,300	362,900	395,000	29	192,000	237,400	273,100	301,700	321,000	362,900	395,000
30	198,500	242,400	278,400	305,400	323,000	364,200	396,400	30	194,100	238,900	274,900	302,700	321,800	364,200	396,400
31	200,500	243,800	279,800	306,400	323,600	365,600	397,900	31	196,200	240,300	276,400	303,700	322,400	365,600	397,900
32	202,500	245,100	281,300	307,300	324,100	367,100	399,400	32	198,300	241,600	278,000	304,800	322,900	367,100	399,400
33	204,300	246,100	282,600	308,200	324,900	368,000	399,900	33	200,100	242,600	279,400	306,000	323,800	368,000	399,900
34	205,900	247,000	283,900	308,800	325,600	369,000	401,200	34	202,000	243,500	280,800	306,600	324,500	369,000	401,200
35	207,800	247,700	285,400	309,400	326,300	370,200	402,400	35	203,900	244,200	282,300	307,600	325,200	370,200	402,400
36	209,500	248,700	286,700	310,000	326,900	371,300	403,800	36	205,800	245,300	283,700	308,600	325,800	371,300	403,800
37	210,900	249,400	287,900	311,000	327,300	372,200	405,200	37	207,500	246,000	284,900	309,600	326,200	372,200	405,200
38	212,500	250,700	289,200	311,900	327,700	373,200	406,600	38	209,100	247,300	286,200	310,500	327,100	373,200	406,600
39	214,000	251,800	290,200	312,600	328,200	374,200	408,000	39	210,600	248,400	287,400	311,200	328,000	374,200	408,000
40	215,600	253,000	291,300	313,600	328,900	375,300	409,300	40	212,200	249,600	288,500	312,300	328,900	375,300	409,300
41	217,000	253,700	292,900	314,400	329,500	376,200	410,600	41	213,600	250,400	290,100	313,100	329,500	376,200	410,600
42	218,500	255,000	293,900	314,900	330,400	377,200	411,500	42	215,100	251,700	291,300	313,700	330,400	377,200	411,500
43	220,100	256,200	295,200	315,700	331,200	378,100	412,400	43	216,700	252,900	292,600	314,500	331,200	378,100	412,400
44	221,700	257,500	296,300	316,500	332,000	379,100	413,300	44	218,300	254,400	293,900	315,300	332,000	379,100	413,300
45	223,100	258,400	297,500	317,300	332,700	380,100	413,500	45	219,700	255,300	295,400	316,200	332,700	380,100	413,500
46	224,300	259,600	298,400	318,000	333,500	380,900	413,900	46	220,900	256,700	296,400	316,900	333,500	380,900	413,900
47	225,500	260,900	299,500	318,600	334,200	381,900	414,400	47	222,100	258,000	297,700	317,500	334,200	381,900	414,400
48	226,800	262,000	300,400	319,100	335,000	382,800	414,900	48	223,400	259,200	299,000	318,000	335,000	382,800	414,900
49	228,200	262,800	301,400	319,600	335,500	383,600	415,300	49	224,800	260,000	300,000	318,700	335,500	383,600	415,300
50	229,400	264,100	302,500	320,000	336,000	384,600	415,500	50	226,000	261,300	301,100	319,500	336,000	384,600	415,500
51	230,300	265,400	303,200	320,500	336,600	385,400	416,100	51	226,900	262,700	301,800	320,300	336,600	385,400	416,100
52	231,400	266,700	304,400	321,000	337,100	386,100	416,500	52	228,000	264,000	303,100	321,000	337,100	386,100	416,500
53	232,700	267,600	305,600	321,500	337,400	387,100	416,800	53	229,300	264,900	304,300	321,500	337,400	387,100	416,800
54	233,900	268,800	306,400	322,300	337,800	387,900	417,400	54	230,600	266,300	305,200	322,300	337,800	387,900	417,400
55	235,100	270,000	307,300	323,100	338,400	388,800	418,000	55	231,800	267,500	306,100	323,100	338,400	388,800	418,000
56	236,300	270,900	308,100	323,800	339,000	389,500	418,600	56	233,000	268,700	306,900	323,800	339,000	389,500	418,600
57	237,400	271,700	309,000	324,100	339,300	390,400	419,200	57	234,100	269,700	308,000	324,100	339,300	390,400	419,200
58	238,600	272,800	309,800	324,700	339,900	391,200	419,800	58	235,300	270,800	308,800	324,700	339,900	391,200	419,800
59	239,800	273,800	310,700	325,200	340,500	392,000	420,300	59	236,500	272,000	309,700	325,200	340,500	392,000	420,300
60	241,000	274,700	311,500	325,900	341,100	392,800	420,900	60	237,700	273,300	310,500	325,900	341,100	392,800	420,900
61	242,100	275,700	312,100	326,400	341,300	393,300	421,500	61	238,900	274,300	311,300	326,400	341,300	393,300	421,500
62	243,200	276,700	312,700	326,900	341,700	394,000	422,000	62	240,000	275,300	312,200	326,900	341,700	394,000	422,000

63	244,100	277,600	313,500	327,400	342,000	394,600	422,600	63	240,900	276,200	313,300	327,400	342,000	394,600	422,600
64	245,100	278,600	314,300	327,700	342,500	395,300	423,200	64	242,000	277,300	314,300	327,700	342,500	395,300	423,200
65	245,700	279,900	315,000	327,900	342,700	395,900	423,700	65	242,600	278,600	315,000	327,900	342,700	395,900	423,700
66	246,500	280,800	315,900	328,200	343,100	396,400	424,300	66	243,600	279,800	315,900	328,200	343,100	396,400	424,300
67	247,300	281,800	316,700	328,800	343,500	396,800	424,800	67	244,400	280,800	316,700	328,800	343,500	396,800	424,800
68	248,100	282,600	317,600	329,400	343,900	397,300	425,400	68	245,300	281,600	317,600	329,400	343,900	397,300	425,400
69	248,800	283,400	318,400	329,800	344,400	398,000	425,900	69	246,000	282,500	318,400	329,800	344,400	398,000	425,900
70	249,400	284,100	319,100	330,200	344,800		426,500	70	246,600	283,200	319,100	330,200	344,800		426,500
71	250,000	284,900	319,600	330,600	345,200		427,200	71	247,300	284,000	319,600	330,600	345,200		427,200
72	250,800	285,600	320,300	331,000	345,700		427,800	72	248,100	284,700	320,300	331,000	345,700		427,800
73	251,600	286,300	320,500	331,200	346,300		428,100	73	248,900	285,400	320,500	331,200	346,300		428,100
74	251,900	286,900	321,000	331,400	346,800		428,700	74	249,600	286,100	321,000	331,400	346,800		428,700
75	252,200	287,500	321,400	331,600	347,300		429,400	75	250,100	286,700	321,400	331,600	347,300		429,400
76	252,500	287,900	321,700	331,800	347,700		430,000	76	250,500	287,300	321,700	331,800	347,700		430,000
77	252,800	288,400	322,200	332,200	348,000		430,400	77	250,800	287,800	322,200	332,200	348,000		430,400
78	253,100	288,800	322,500	332,400	348,400		430,900	78	251,100	288,400	322,500	332,400	348,400		430,900
79	253,400	289,200	323,100	332,700	348,800		431,600	79	251,600	289,000	323,100	332,700	348,800		431,600
80	253,700	289,500	323,700	333,000	349,200		432,300	80	252,300	289,500	323,700	333,000	349,200		432,300
81	254,000	290,000	324,300	333,300	349,600		432,500	81	252,600	290,000	324,300	333,300	349,600		432,500
82	254,300	290,600	324,700	333,700	349,900			82	252,900	290,600	324,700	333,700	349,900		
83	254,500	291,000	325,000	334,000	350,300			83	253,100	291,000	325,000	334,000	350,300		
84	254,800	291,500	325,300	334,400	350,700			84	253,500	291,500	325,300	334,400	350,700		
85	255,100	291,900	325,500	334,700	351,100			85	253,800	291,900	325,500	334,700	351,100		
86		292,200	325,800	335,000	351,500			86		292,200	325,800	335,000	351,500		
87		292,500	326,000	335,400	351,900			87		292,500	326,000	335,400	351,900		
88		292,800	326,300	335,800	352,300			88		292,800	326,300	335,800	352,300		
89		293,000	326,600	336,000	352,700			89		293,000	326,600	336,000	352,700		
90		293,200	326,900	336,300				90		293,200	326,900	336,300			
91		293,600	327,100	336,600				91		293,600	327,100	336,600			
92		293,900	327,400	337,000				92		293,900	327,400	337,000			
93		294,100	327,600	337,400				93		294,100	327,600	337,400			
94		294,500	327,800	337,600				94		294,500	327,800				
95		294,900	328,200	337,900				95		294,900	328,200				
96		295,300	328,600	338,200				96		295,300	328,600				
97		295,500	328,800	338,500				97		295,500	328,800				
98		295,700	329,100	338,800				98		295,700	329,100				
99		295,900	329,500	339,100				99		295,900	329,500				
100		296,200	329,900	339,400				100		296,200	329,900				
101		296,600	330,100	339,600				101		296,600	330,100				
102		296,900	330,300	339,900				102		296,900	330,300				
103		297,100	330,500	340,200				103		297,100	330,500				
104		297,300	330,700	340,500				104		297,300	330,700				
105		297,600	331,100	340,700				105		297,600	331,100				

106		331,300	341,100			106		331,300		
107		331,500	341,300			107		331,500		
108		331,800	341,500			108		331,800		
109		332,100	341,800			109		332,100		
110		332,400				110		332,400		
111		332,700				111		332,700		
112		333,000				112		333,000		
113		333,200				113		333,200		
備考 略					備考 略					

第2条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5 略</p>

(有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部改正)

第3条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（平成20年有明海自動車航送船組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「職員給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>

第4条 有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額は、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例</p>

<p>第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>第3号。以下「職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に100分の45を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当の額の算定にあたっては、職員給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>
---	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（改正後の職員給与条例第21条第2項の規定にあつては、令和4年12月1日）から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理者）の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
(適用日前の異動者の号給の調整)
- 4 令和4年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の有明海自動車航送船組合特別職（常勤の管理職）の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月24日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第2号

有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

(有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和59年有明海自動車航送船組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則（第1条）</u></p> <p>第2章 <u>定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p>第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p>第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p>第5章 <u>雑則（第14条）</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法という。）第22条の4第1項及び第2項、第</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに</p>

22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、有明海自動車航送船組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び事項において同じ。（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る移動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

削除

第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、有明海自動車航送船組合職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 管理者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

- (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 管理者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 管理者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 略

(定年退職者の再任用)

(定年に関する施策の調査等)

第5条 略

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和33年組合条例第3号)第10条第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職
 - (2) 前号に掲げる職のほか、これらに相当する職として規則で定める職
- (管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 管理者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(以下次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上で、その状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められるときを除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 管理者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるとき

第5条 管理者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

(定年に関する施策の調査等)

第6条 略

は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 管理者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 管理者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 管理者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長さ

れた管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 管理者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 管理者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 管理者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 及び 2 略

削除

（定年に関する経過措置）

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれ

附 則

1 及び 2 略

3 第5条の規定は、改正法附則第3条の規定により職員が退職した場合又は前項において準用する第4条の規定により職員勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、第5条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同条第3項中「その者に係る定年退職日」とあるのは「その者が第3条に定める年齢に達した日」と読み替えるものとする。

ぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 管理者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 有明海自動車航送船組合職員の分限に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p><u>(降給)</u></p> <p>2 <u>当分の間、有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例附則第8項に規定する措置については、法第27条第2項の規定による降給とみなす。</u></p> <p>3 <u>有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例附則第8項に規定する措置の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p>

(有明海自動車航送船組合職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第3条 有明海自動車航送船組合の懲戒に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(減給)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の<u>期間、その発令の日に</u></p>	<p>(減給)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下、<u>給料及びこれに対する</u></p>

受ける給料の額及びこれに対する勤務地手当の合計額の10分の1以下に相当する額を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

勤務地手当の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

(有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 有明海自動車航送船組合職員等の旅費に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第161号)第24条第5項の規定に基き、公務のために旅行する有明海自動車航送船組合職員(以下「職員」という。)及び職員以外のものに対し、支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 職員の定年等に関する条例(昭和59年有明海自動車航送船組合条例第3号)第2条の定年による退職(同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来による退職を含む。)をし、又は地方公務員法第22条の4第1項により短時間勤務の職を占める職員として採用され、その任期の満了による退職をした職員が規則で定める期間内にその居住地を出発して帰住したときには、当該職員</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第161号)第24条第6項の規定に基き、公務のために旅行する有明海自動車航送船組合職員(以下「職員」という。)及び職員以外のものに対し、支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3～6 略</p>

(有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～10 略</p> <p><u>11 法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例(昭和33年有明海自動車航送船組合条例第10号。以下「職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給等の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～10 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前項2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応</p>

じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ～リ 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

(1)及び(2) 略

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、規則で定める時間）に18を乗じたものを減じたもので除した額とする。

(特定の職員についての適用除外)

第19条 第14条から第16条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条の2まで及び第12条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 略

2 略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 略

6 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ～リ 略

(3) 略

3～6 略

(時間外勤務手当)

第14条 略

(1)及び(2) 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額その他規則で定める手当の額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間に18を乗じたものを減じたもので除した額とする。

(時間外勤務手当等に関する適用除外)

第19条 第14条、第15条第2項及び第16条の規定は、管理職員には適用しない。

(期末手当)

第20条 略

2 略

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 略

5 略

(勤勉手当)

第21条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3 略</p> <p>4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下附則第30項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>9 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員</p> <p>(2) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する管理監督職を占める職員</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</p> <p>10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 第20条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 略</p> <p>附 則</p> <p>1～7 略</p>
---	--

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第10項及び第11項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第21条第4項において準用する場合を含む。）及び第21条の4の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		略	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,400

備考 略

別表第2（第5条関係）

海事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	略	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

備考 略

別表第2（第5条関係）

海事職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級

	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略								略							
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	備考	略						
		円 215,100	円 229,600	円 231,600	円 253,700	円 282,200	円 312,000	円 320,400								
備考 略																

(有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第6条 有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、4週間を超えない期間につき1週間当たり16時間から32時間までの範囲内で、管理者が定める。</u></p> <p><u>3 任命権者は職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、第1項の規則で定める勤務時間により難しい場合においては、同行に規定する時間の範囲内で、勤務時間を変更することができる。</u></p> <p>4 略</p> <p><u>5 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、第1項、第3項及び第4項の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において勤務を要しない日を設けることができる。また、任命権者は、特別の勤務に従事する職員（当該勤務に従事する再任用短時間勤務職員を含む）については、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>6 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(勤務時間)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 任命権者は職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項の規則で定める勤務時間により難しい場合においては、同行に規定する時間の範囲内で、勤務時間を変更することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前3項の勤務時間は、規則で定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、規則で定める期間につき1週間当たり1日以上割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>5 略</p>

(有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する条例の一部改正)

第7条 有明海自動車航送船組合職員の休日休暇に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 管理者は、職員に、1年につき、20日（年の中途において採用された職員については、別に規則で定める日）の有給休暇を与えるものとする。<u>ただし、定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める有給休暇を与えるものとする。</u></p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第5条 管理者は、職員に、1年につき、20日（年の中途において採用された職員については、別に規則で定める日）の有給休暇を与えるものとする。</p>

(公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第8条 公益法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例（平成14年有明海自動車航送船組合条例第6号）に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公益法人等への職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和59年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公益法人等への職員の派遣)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（昭和59年有明海自動車航送船組合条例第3号。以下「定年条例」という。）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員及び定年条例第5条第1項の規定により採用することとされ、同条第2項の規定により任期を更新することとされている職員</p> <p>(5) 略</p>

附 則

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 管理者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の有明海自動車航送船組合職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 管理者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日における新条例定年がある場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る

新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第6条第1項若しくは第2項までの規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 管理者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 管理者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにお

る旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち、基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新条例第12条又

は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 暫定再任用職員は、第4条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例第3条の地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 第5条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、職員給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例（昭和33年有明海自動車航送船組合条例第10号）第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の職員給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 改正後の職員給与条例第6条第3項から第10項まで、第10条の2から第12条まで、第12条の2（同条第1項及び第2項を除く。）、第12条の3、第12条の5及び第12条の6の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の有明海自動車航送船組合職員の勤務時間に関する条例第3条第2項の定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

（公益的法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第8条の規定による公益的法人等への有明海自動車航送船組合職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（委任）

第14条 附則第1条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

有明海自動車航送船組合個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和5年2月24日

有明海自動車航送船組合

管理者 栗林 堅一郎

有明海自動車航送船組合条例第3号

有明海自動車航送船組合個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の表に掲げる額とする。

区 分		手数料の額	
法第82条第1項の決定の場合	閲覧、視聴又は聴取によるとき。	無料	
	写しの交付を受けるとき。	最大日本産業規格A判3番（以下「A3判」という。）白黒複写	用紙1ページにつき10円
		最大A3判カラー複写	用紙1ページにつき50円
	上記以外の媒体	当該媒体の作成に係る費用に相当する額	
法第82条第2項の決定の場合		無料	

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト